

あかるいみらい



ねん 年 くみ 組

 なまえ _____

はじめに…

「子どもの権利」って きたことある？
 「子どもの権利」というのは、みんながあんぜんにあそべることや、ごはんを食べること、だれからも いじわるされないこと、じぶんのおもったことを はなせることなんだよ。みんなが気持ちよくすごすための たいせつなやくそくなんだよ。

まつもと市には、「まつもと市 子どもの権利に関する 条例」というルールがあるんだ。これは、一人ひとりのことを たいせつにするためのやくそくなんだ。

みんなで「子どもの権利」について いっしょに かんがえてみよう！



まいとし がつ は つ か まつもとこ けんり ひ
 毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

「子どもの権利」がどんなものか、わかったでしょうか？
 あなたに「権利」があるように、まわりの人にも「権利」があります！
 あなたのことも、まわりの人のことも、たいせつにしましょう。
 もし、あなたの「権利」がたいせつにされていないとおもったら、まわりのおとなや友だち、「こころのすず」におはなししてみましよう。

こころのすず(そうだん室)

あなたが、かなしいとき、こまったとき、だれかに話を聞いてほしいときは、「こころのすず」にお話ししてください。

- いつ? 月～木・土曜日 ごご1時から6時
 金曜日 ごご1時から8時



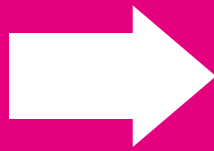
- どうやって?
 でんわ 0120-200-195 (むりょう)
 メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
 あいに行く まつもと市やくしよおおてじむしょ かい
 松本市役所大手事務所 2階

令和7年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ1
 令和7年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
 編集 松本市子ども若者部こども育成課・松本市教育委員会教育政策課教育研修センター
 問い合わせ 松本市子ども若者部こども育成課 こども政策担当
 住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7
 電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309



※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。



①〜④は、**松本市が大切に**している子どものけんりです。

それぞれのけんりが
まもられないとどうなるか
かんがえてみよう

①
自分でかんがえ、
困ったとき助けて
もらえるけんり


②
安心して生きる
けんり

③
自分らしく
生きるけんり


④
考えを言ったり
いろんなことに
参加するけんり




けんりがまもられていると




わからないことが
あったら、他の人に教えて
もらうことができます。



いじわるしたり、
されたりせず、みんなと
なかよくすることが
できます。



みんなちがって
みんないい。
自分の思いを
たいせつにされます。



自分が感じたこと、
自分の考えを言うことが
できます。

けんりがまもられていないと